

平成27年度 第2回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

平成28年1月15日（金）
午後2時59分から午後3時48分
国保会館6階大会議室

【出席者】

委員（出席）：片岡会長，檜谷副会長，荒川委員，神岡委員，河野委員，才野原委員，徳田委員，仲島委員，西河内委員，久光委員，道町委員，山下委員，渡邊委員

委員（欠席）：金子委員，鈴木委員

広域連合：小林事務局長，宇都宮事務局次長兼総務課長，日浦業務課長，本越会計管理者兼会計課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から，委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2 委員の紹介

事務局から，第1回運営審議会開催後に新たに就任した委員を紹介

3 事務局長挨拶

4 議事

(1) 会議の公開について

会議を公開することを決定

発言は，会長の許可を得てから発言することを申合せ

(2) 第1回運営審議会の議事概要について

第1回運営審議会の議事概要について，事務局から説明

(3) 諮問事項について

ア 諮問事項1

広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について

(ア) 諮問事項 1 について，事務局から説明

(イ) 質疑等

(委 員) 第 1 回運営審議会にて，広島県の医療費が全国平均に比べて高く，相対的な分析が必要だと述べたが，この分析を実施しているのか。

(事務局) レセプトによる医療費分析を実施しており，この分析結果が判明するのは 3 月末の予定である。

(委 員) レセプトから分析していけば，医療費が高くなる要因を分析できるはずである。

分析の結果は，医療費の適正化に向けた検討材料にもなるため，是非分析をお願いしたい。

(委 員) 第 3 次広域計画の期間の終期について，計画を策定する上では具体的な数字を明示するのが通例だと思うのだが，これを「大きな制度改正が行われるまで」とした理由を確認したい。

(事務局) 広域計画は，広域連合の基本的な施策の指針を定めるものであること，また，後期高齢者医療制度について，今後も現行制度を基本とする方針を国が採っていることから，終期を明示していない。

次期広域計画の改定時においては，他の改定状況を踏まえ，終期の明示であるとか計画期間の改定等について検討したい。

(ウ) 事務局案を承認

イ 諮問事項 2

平成 28 年度及び平成 29 年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

(ア) 諮問事項 2 について，事務局から説明

(イ) 質疑等

(委 員) 平成 27 年度時点での剰余金見込額が 51 億円ということだが，これは確実な見込であるのか。

(事務局) 平成27年12月末時点の決算状況に基づいた金額である。

(委員) 今後、後期高齢者人口が増えていくわけだが、来年度以降にも剰余金を積む見込はあるのか。

(事務局) 今回の新保険料率の設定期間2年間においては、剰余金が発生しないと想定している。

(委員) 剰余金がなければ、今回の新保険料率の設定期間以降、一気に保険料が高くなり、後期高齢者の生活に影響を及ぼすことが懸念されるが、その辺りはどのように考えているのか。

(事務局) 広島県が、財政安定化基金という基金を設置しており、これは、保険料の増加抑制を目的とした活用も可能である。

仮に御質問のような状況になりうる場合、その財政安定化基金を活用するということになるというのが現段階での見解である。

(委員) 次回の保険料率の設定時に向け、保険料の急激な増額への対策を考えておいた方がよいのではないか。

(事務局) 保険料の増額の大きな要因としては、医療費の伸びが挙げられる。

広島県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画案に記載したとおり、医療費の適正化等に取り組んで、医療費の増加抑制を図っていく。

(委員) 今後も後期高齢者人口は増え続けていくわけで、10年後・20年後を見据えた展望まで考えていくべきだと思う。

保険者、医療従事者や被保険者で協力して知恵を出し合っていく必要があるという認識を持っておきたい。

(ウ) 事務局案を承認し、答申書の作成を会長に一任することに決定

5 閉会